第3回千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン 検討会における委員意見対応表

1.委員意見とその対応

(1)千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン素案(案)について

第1章 千代田区エリマネマネジメント活動推進ガイドラインの概要

意見	委員	⇒事務局の返答 ■対応
○第1章4 (P6) において、活動主体の定義についてふれているが、第4章1・4につながると考えた時、個人の定義をもう少し示す必要があると感じた。個人で活動するのは難しいと思うので、エリアマネジメント団体なのか町会なのか、活動に適した組織へつなげることと、活動の目的を拾い上げる仕組みがあるとよい。		
○個人が参画する難しさが現実的にはあるが、このガイドラインの中では理念として個人でも企画・発想できるという理念を示すことに重きを置いていると考える。ただ、現実的なものとして、個人が発想したことを実現するような流れを例示できないか。前回委員から意見のあったライセンスによる認定や、行政が主体や活動を整理・コーディネートして既存の制度活用できるようにしたりすることで、最終的には個人が団体等とかになっていくようなイメージを示さないと、個人がエリアマネジメント活動を提案したら本当にできるのかということになる。	印出井委員	⇒ご意見について、どこかで分かりやすく 示せるとよいと考える。対応について検 討したい。
〇地域団体等やエリアマネジメント団体は、行政とコンタクトがあって様々な活動ができている現状があるが、個人・グループについては第2章の事例を見ても単独で活動しているようなものはなく、現実的には単独での活動は難しいのだと考える。2017年の神田警察通り賑わい社会実験では、企画の公募があり、公開審査会で地域の方々が提案を聞き、アクションまでつながる事例があった。このように活動内容を発表して地域の方々に認めてもらうようなやり方が、現実的には必要だと考える。他にも、まちみらい千代田のファンドなど、これまでの実績や既存のものは紹介してよいと考える。	中島委員長	■第1章(P8)において、各主体が活動を 行う際のフロー(手続き的なものではな く、活動が地域で共有する QOL と整合さ れるとともに、活動主体が地域に認めら れ、活動に至るまでのイメージ)を追加。
○まちづくりサポート事業は個人や小さいグループ に声をかけて何かをするときには有効なものである。もらえる助成金は限られているが、実は民間 の活力は金額の大きさより、公的な主体が背中を 押してくることに意味がある。ある種ライセンス 的なものだと考えるが、制度を並べるだけではなく、どうすれば支援が受けられるかというところ が見えると分かりやすい。	中島 委員長	

OP6 の実施主体についてイメージしやすくなったが、グループと地域団体等との違いが分かりにくい部分があると考える。これらを分ける何かが示せるとよい。例えば区に届け出を出していることが考えられる。約款を定めていることの確認など、区への届け出の手続きがあるのではないか。	小嶋 委員	⇒違いが分かりやすくなるよう、記載について検討したい。 ■エリアマネジメント活動の実施主体の属性 (P7) において、「地域等での活動実績等による信頼」の有無による違いが分かるように記載を追加。
○活動主体の定義の中に民間企業がない。営利活動を公共空間で行うことは難しいだろうが、活動内容や企業規模、地域性、公共性等によっては認められることもあると思う。一方で活動主体を明確にしたときに、この表が独り歩きしないように、こういう場合だったら認められる、こういう場合だったら認められないといった基準のようなものが読み取れるようにし、何でも認めていくようには見えないようにした方が良いと考える。	泉山 委員	
〇民間企業を対象にしていないわけではないと考える。P6 の表で企業がどこに入るかを示してもよいのではないか。ウォーカブルまちづくりデザインの議論でもあったが、営利活動だとしても QOL の向上に資するのであれば、ウォーカブルという観点で支援していこうということだったと考える。これまでの議論の積み重ねを踏まえるとそこまで読めるが、ここでもしっかり見えるようにしてもよいと考える。	中島 委員長	⇒P6 の表については、QOL の向上に資するといったことが見えなくなっているところもあると考える。見せ方を工夫したい。 ■エリアマネジメント活動の実施主体の属性(P7)において、活動がQOL の向上に資するものであることが分かるように記載を追加。
○民間企業がエリアマネジメント活動に参加して地域の QOL を向上させるときにあげた収益を、地域に再投資するということが理解されないと、企業がエリアマネジメント活動で儲けているだけのような誤った印象が持たれる。企業としての一定の営利は必要だが、地域に再投資し地域の QOL 向上に資するのであれば、企業もエリアマネジメント活動の主体として記載しても良いと考える。	印出井 委員	
○個人の解像度をあげると、市民とかワーカーとか、 個人事業主もあると考える。企業も店舗や株式会 社という違いもある。自分がどれに該当するのか が分かるように具体的に書いた方が分かりやす い。	泉山委員	⇒どこまで書き込みをするのかは非常に 難しいと認識している。今回ガイドラインで一人ひとりを主体としているよう に対象を限定しないのか、限定的に捉えられてしまう可能性があっても明確に
○個人やグループの立場とは、一人の方でも複数の 立場を兼ねていることがある。色んな側面を整理 し、重なりを明確にできると、より分かりやすく なると考える。	中島 委員長	した方が良いのか。全体の議論を踏まえて対応したい。 ■P7に「複数の定義を兼ねる実施主体のイメージ」を追加。

第3章 エリアマネジメント活動の可能性

意見	委員	⇒事務局の返答 ■対応
○第3章について、学生から出していただいた意見を基に作成したとも記載してあるが、ここの部分について「夢をかたってもらった」とか「自由に意見を出してもらった」とか「わくわくしながら出してもらったアイデア」など、学生参加イベントの趣旨に関する記載を加えていただきたい。	小嶋	⇒ご指摘のとおりと考えるので、記載を加えたい。 ■第3章(P27)の当該部分の記載内容を、 実態に即したものに修正。
○第3章について、許可がとれてやってみたが、 クレームが起きてしまったということが一番 不幸なので、留意点や注意点は例示で示しても 良いと考える。	泉山委員	⇒今回のガイドラインの目的である「QOLの向上につなげる」ということをより明記していく必要があると感じた。共感を得られなければ活動はできないということを示すことも含めて内容を工夫したい。 ■「実現に向けたポイント」として、留意点などを記載(P28~33)。
〇エリアマネジメント活動は、プレイヤーの「やりたい」という意思があって活動がはじまり、制度していくと考える。P26の表に関して、がありたいと考える。P26の表に関して、がありたいう気持ちが必要である。そのため、資源と制度というでは、活動に必要な制度の掛けりがあってはじめて、活動にして、制度の利力を活力を表える。ただ、区民のやりたい気持ちないの意と考える。ただ、区民のやりたい気持ちよいあると考える。ただ、区民のやりたい気持ちよいあると考える。ただ、区民のやりたい気持ちよいあると考える。ただ、区民のやりたい気持ちよいあると考える。ただ、区民のやりたい気持ちよいあるとうに入れて、ガインでどういうは難しいので、委員提案のブインではまいた方が良い。	中島委員長	■第3章(P27)において、「やりたい×資源=エリアマネジメント活動の可能性」であることと、それを支える形で制度があることを示すようにイメージを修正。

第4章 エリアマネジメント活動で利用できる制度等

意見	委員	⇒事務局の返答 ■対応
○「公開空間」という表現があったが、聞きなれ ないと感じた。	泉山委員	⇒「公開空間」という言葉は確認して修正する。 ■「公開空間」を「有効空地」「広場」と分けて記載(P34ほか)。
〇海外ではガイドラインがウェブサイトになっているので委員が言ったことはぜひお願いしたい。また、制度等の問合せ先が電話番号だけになっているが、現在の事情を考えるとメールや URL も入れるとよい。PDF で見た場合はクリックしてアクセスできる。	泉山委員	■問合せ先にメール及び URL を追加(担当課の了解がとれたもののみ)

第5章 エリアマネジメント活動の流れ

意見	委員	⇒事務局の返答 ■対応
○「やりたい」気持ちが先ということに共感した。 そうなると P71 のフローにおいて、地域の QOL が 一番上にあるが、活動をする人としては「やりた い」が一番上にあって、その下に QOL との整合が あって、活動場所等があるのではないか。	泉山委員	⇒フローについては、ご指摘を踏まえ、並びも含めて検討したい。 ■フローを修正 (P65~67)。

第6章 エリアマネジメント活動の展開に向けて

第6草 エリアマネンメント活動の展開に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	禾旦	→事数日の海佐・■牡牛
意見	委員	⇒事務局の返答 ■対応
〇エリアマネジメント団体等の主催者がいて、個人・グループがそこに参加する形はやりやすい。一方で個人・グループがつながり自発的な案ができてきたときに、どうやってエリアマネジメント団体にアプローチすればよいのかが難しい。素案としてはまとまっているが、現実の活動につなげるためにもう一歩進んだものが必要だと考える。	細木 委員	⇒第6章 4項(P75)で主体間の連携の構築を入れているが、委員指摘のとおり総合窓口と主体間の連携を実装していか
○第6章「1」を今回修正してエリアマネジメント活動の総合相談とし、この中でワンストップ窓口を構えていこうとしていることは大事だが、もっと踏み込んで窓口をかまえるだけでなく、アウトリーチしていくものが必要ではないか。相談窓口を構えていれば良いということではなく、存在が認知され手を出してくれるようにすることまで検討していくようなことを、問題意識として記載できるとよい。	中島 委員長	なければ、これをつくっても新たな活動の支援にはつながっていかないとの指摘として受け止め、今後の取組みも含めて検討したい。 ⇒エリアマネジメント活動におけるプラットフォーム的なものの構築があれば、色々な活動の連携ができるというご指摘だと考える。すぐというわけにはいないが、記載について検討したい。 ⇒ご指摘のとおりで、新しいことだけでな
 ○エリアマネジメント活動の芽生えやすそ野を広げるということや、個人やグループのアイデアを受け止めること、企画力・総合調整力があるところには手続きワンストップ化による迅速な対応といったように、活動主体によって総合窓口が受け止めるものの意味合いは変わってくる。そこが伝わるように記載を加える必要がある。 ○町会や出張所長のような役割を担う人が、個人の多様な発意を受け止めるような機能があるとよいと考える。 	印出井 委員	く既存のものをバージョンアップさせていく考えも必要だと考える。また、総合相談でも一緒に活動のアップデートを考えていくことも必要だと考えるので、今後の検討の参考にしたい。 ■総合相談窓口の機能 (P68) について、個人・グループを、地域団体等やエリアマネジメント団体につなげ、連携させる役割を記載。
○相談窓口について、アクション側としては、行政の中をワンストップにすることと、地域団体等とエリアマネジメント団体との調整や紹介、あるいはマッチングがほしいと考える。エリアマネジメント団体や商店街等がアイデアや人を募集していることを、アクションする人に紹介したりマッチングさせたりする機能があるとよい。渋谷区のグッドパスというアプリのような、人と情報がつながり、アクセスできることがマッチングにつながると考える。	泉山委員	■総合相談窓口の機能(P68)に、アウトリーチの視点を追記する。 ■総合相談窓口の機能(P68)について、具体の活動の連携に向けた調整を記載。 ■総合相談窓口は、活動主体の規模や実情に応じて柔軟に対応することを記載(P68)。
〇このガイドラインを出して終わりではなく、使ってもらうためのプログラムが大事だと考える。また、〇から活動を考えて形にするのは難しいが、 千代田区はエリアマネジメント団体や協議会、町会が多いので、区内の事例を増やしていくことで、そのような事例をかけ合わせると面白くなるのではないかと考えられるようにすることも、ハードルを低くするために必要だと考える。	小野寺 委員	

○活動のすそ野を広げるにはフィールドと機会が必要である。フィールドと機会がない中さも、発意した方をフィールドと機会に着地さとフィールドを意欲的に設定する必要がある。特に初動期は機会とフィールドを意欲的に設定する必要がある。ハードルを下げて、モニタリング方式にしてるというようにできるようにするにはあり、このガイドラインに意味を持たせるには要である。エリアマネジメント活動推進の初まいては、このガイドラムのようなものが、おうなプログラムのようなものが用意されるとよい。	重松委員	⇒第6章の項番1で総合相談、項番2・3でも場所の確保に関する記載があるが、発意でいただいたものを項番2・3までつなげていくことが総合相談だと感じた。項番1の記載がワンストップ手続きのようなことに特化しているため、初動期を支えるような記載を追加することを検討したい。 ■第6章3項(P68)の例示において、エリアマネジメント活動の初動期における支援プログラムを記載。
〇様々に示されたものを具体的に展開するには、 記載された内容をどう実装していくのかが大 事だと考える。この検討会のメッセージとし て、エリアマネジメント活動の展開に向けた人 材や組織の必要性があってよいと考える。	印出井委員	_
〇いろいろなページのところで、最終的には第 4 章で記載している総合相談につながるということで、ボリュームのあるガイドラインを最後まで読んでそこにたどり着くのではなく、読んでいて相談したいと思うようなことがあればすぐに総合相談の記載にいけるように、いたるところで「P74 参照」としてもよいのではないか。そうすれば「自分はここでこういうことをやりたい」というときに、安心して相談して、エリアマネジメント団体や協議会につなげてもらうこともできるのではないか。	細木委員	⇒総合窓口が具体化すればそのようにすることが良いと考えるが、現段階では検討していくことについての記載にとどまっているため、どこまで記載できるかを検討したい。 「本ガイドラインの使い方」において、現時点での問合せ先(景観・都市計画課)と、第6章1項において総合相談の設置を検討していることを記載。

その他

COLE	F	
意見	委員	⇒事務局の返答 ■対応
○やりたい人の熱意の例があって、何年も前に、町会に入って街コンをやりたいという人がいた。一度町会も難色を示したがどうしてもやりたいといことで、町会が手を貸して実現した。今もこの発意をした人は活動を続けていて、町会の活動も積極的にやっている。また、個人の活動のハードルの高さだが、実際に助成等の案内は、出張所をとおして町会にはいくが個人にはいかない。また、助成の対象も町会や地域団体等で、個人は認めないような意味合いがあり、個人の活動のハードルは本当に高いと思う。	髙岡 委員	_
○情報発信について、このガイドラインを PDF で発信するだけでなく、区 HP から枝分かれするページを作ってもらってもよいのではないか。また、情報発信に向けてガイドラインのデザインの工夫は検討いただきたい。	印出井委員	■策定時期は3月のまま、デザインをバー ジュンマップさせたものを会和5年度
○冊子のデザイン等について、ウォーカブルまちづくりデザインでも議論によって内容をつめて、その後に区民が分かりやすいようにしようということでデザインのバージョンアップをしている。今回もさらにもう一工夫それができるとよいと考えるのでご検討いただきたい。	中島委員長	ジョンアップさせたものを令和5年度 上期に公開する。

(2)ガイドラインのタイトル・サブタイトル名称について

意見	委員
○エリアマネジメント活動という言葉が何かと感じる。中身を読めばわかるが、開いてみていかないと分からない。最初にクリックしてみようと個人的動機につながるものがタイトルとして出てくる必要がある。そして、「これは自分がしたいことや関わることだな」ということが見えるようにしていただきたい。それが主題か副題かというのは、どちらもあり得ると思うが、主題・副題の2段構成が良いと考える。	中島委員長
〇目的を改めてみていくと、ずばりではないが、このガイドラインの目的で書いてあるような「活動のチャレンジ」につながって、何かやってみようという気持ちになるよう、「Let's」といった内容が入るとよいのではないか。	泉山 委員
〇エリアマネジメント活動の実施に向けた「攻略マニュアル」的な意味合いもあるので、「攻略」などの言葉もあると考える。また、方針を示すというより、アクションへつなげることが大事だと考える。	重松委員
OQOL の向上につなげるためのものなので、ポジティブなワードがはいるとよい。	中島 委員長
〇国交省が策定したストリートデザインガイドラインのサブタイトル「街路づくりの参考書」 は、「攻略マニュアル」と通ずるものがあるが、情報がつまっているイメージがあり、実務を 重視する人にはそういう要素も大事だと考える。	泉山 委員
〇せっかくだから区役所らしくないのが良いと思う。役所では「まちをあそぶ」くらいしかで てこないので、可能であればパブリックコメントで提案してもらってもよいと考える。	加島委員
○学生のアイデアをもらえるといいと考える。	小野寺 委員
○攻略の対象は行政だと考える。行政施策制度をどうやって使いこなして公共空間等を使っていくかというストーリーだと思うので、「攻略」というのを「ぜひ使いこなしてみてください」というメッセージは、挑戦的・挑発的ではあるが、今回の趣旨に合ったメッセージだと考える。	中島委員長
○既存の制度をぶっ壊すとかあってもよい。	加島 委員
〇パブリックコメントで案をもらってもよいのか。	
⇒(事務局)パブリックコメントに出す際に、今回のガイドラインをもって活動に参画してもらいたいという意味では、参考として一つ決まっていると良いと考える。一方で、意見の中で「どういう意味か分からない」といったものがあれば、再度議論しても良いと考える。まずはタイトルが決まっていると、意見も集まってきやすいと考える。	泉山 委員
○安城市の協創のまちづくりガイドブックは参考になる。	泉山 委員
○提案 タイトル: いちばんはじめのまちづくりガイド サブタイトル: 活動に参加する・団体を立ち上げる・アイデアを提案する方法	細木委員

⇒タイトル「千代田区エリアマネジメント活動推進ガイドライン」、サブタイトル「まちでのアクションを 攻略しよう」に決定。また、いただいた提案等についてはデザインのバージョンアップ時に、表紙等デ ザインに反映させる。